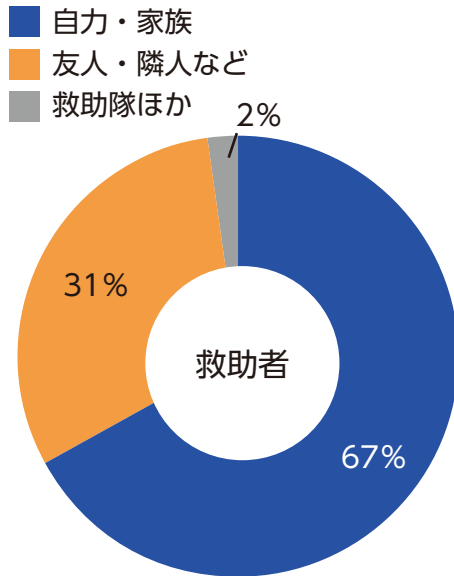


地域で助け合う ― 災害時要援護者支援制度 ―

〇市がご近所（地域）との顔つなぎをお手伝いします。

「いつも」の備えが
「もしも」に役立ちます。



自助：自力・家族
共助：友人・隣人など
公助：救助隊ほか

阪神・淡路大震災における
生き埋めや閉じ込められた
際の救助主体等

災害が発生した場合、安全な場所への避難などについてまわりの人の手助けを必要とする人たちを「災害時要援護者」といいます。

この制度は、対象者のうち避難支援組織（市と協定を結んだ地域団体）への個人情報提供に同意された方の情報を市が各避難支援組織へ提供し、その情報が地域で活用され災害に備えるものです。

阪神・淡路大震災では、一人ひとりの備えである「自助」や、地域での支えあいである「共助」により助かった命がたくさんありました。

災害はいつ、どこで起こるかわかりません。また、避難支援組織や支援者の方たちなど誰もが被災する可能性があるので、必ずしも要援護者の方たちを支援できるとは限りません。

一人ひとりが防災の意識をもち、いざというときに慌てないように、日ごろから避難経路の確認や食料、飲料水などの備蓄に取り組んでおきましょう。

■宝塚市の災害時要援護者支援制度対象者

身体障害者手帳 1・2 級 所持 / 療育手帳 所持 / 精神障害者保健福祉手帳 1 級 所持
要介護認定区分 要介護 3・4・5 認定 / 生命維持に必要な医療的ケアを受けている人

■避難支援組織（市と協定を締結した組織）

民生委員・児童委員連合会／自治会／マンション管理組合／自主防災組織 など 55 団体
(令和 6 年 3 月末現在)

■災害時

自分自身や家族などの安全を確保したうえで、無理はせず、できる範囲で要援護者や困っている人の支援をお願いします。

問合せ先：宝塚市地域福祉課 ☎ 0797-77-2076
宝塚市災害時要援護者支援制度のページ

